

令和7年11月10日

厚生保健委員会

中央福祉事業所生活福祉第二課

専決処分（法第180条関係）について

自動車事故の和解及び損害賠償

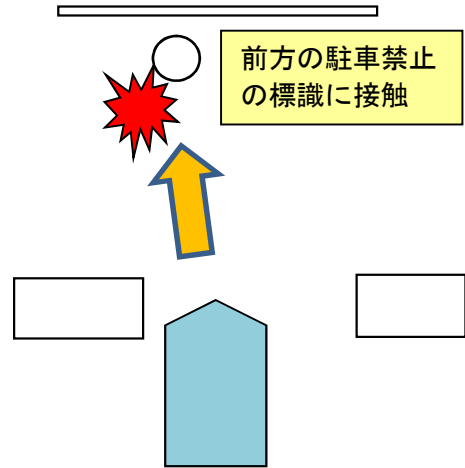
番号	専決 年月日	和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
1	令和7年 9月19日	和解 34,100円	浜松市中央区 相生町14番10号 浜松東警察署長 川合 将仁	令和7年 7月31日	浜松市中央区 寺脇町1267番地 交通事故（物損）
事故の状況 午後1時45分頃、訪問先駐車場から出発するため前進した際、前方確認が疎かになり、前方の交通標識と公用車の左前部が接触した物損事故である。 過失割合 浜松市100% 対策 出発時の運転操作は、ブレーキを確実に踏みながら目視で確認することを徹底するとともに、課内全職員に事故防止に対する意識をあらためて徹底するよう注意喚起を行った。					

現場案内図・見取図

現場案内図



見取図



シフトチェンジがうまくできなかったため、焦って手元の操作に集中しまい、前方の確認が疎かになったことから、前方の交通標識に衝突してしまった。

破損・傷害状況写真(ナンバープレート撮影)



フロントバンパー左側下部二か所の塗装の剥がれ、フロントグリル左側上部に10cm程度のへこみ

破損・傷害状況写真(ナンバープレート撮影)



フロントバンパー左側下部二か所の塗装の剥がれ



交通標識には、10cm程度の塗装の剥がれとこすり傷